

紙につゝむ、

次典儀稱再拜、贊者承傳、

典儀再拜、圖書の官人香を焚のゝち磬折してとなふ、次贊者二人、一人づゝうけつたへてとなふるなり、

群臣再拜、武官不拜、

外辨の卿相は標の下にて二拜す、武官不拜と云事、私曰、庭上近衛武官、左右の大將代、南階の次將等非常を護るゆゑか、すべて武官は拜せずと云事はあらず、

次宣命使就版、諸仗起、

外辨の公卿のうち、標をはなれ、西より東へねり、銅鳥の幢のものとの版に至りて宣命をよむ、兩くだるによりて朱傘を取る、召使等宣命の間傘をとるといふ、

宣制三段、初二段再拜、後一段拜舞、

宣命使宣命をよむ所の文章の中、天が下の公民きこしめせと云所一段、其末やまとねこのすめみことの宣ふとよむ所二段、其末かしこきたすけをとよむ所三段、一段ごとに再拜あり、此度のていは外辨になりて見侍らず、見ても聞ゆる物ならず、

此間武官俱立振旗稱萬歳近代其由計、次宣命使復列諸仗居、典儀唱再拜、贊者承傳、群臣再拜、次左侍從代參進、稱禮畢退立、

左親王代、南殿の座より南の簾子へ退きて西へ下り、御前の當間に到て北へ向きひざまづき、膝行してすゝみより、禮畢を稱し、もとの如く亥つかうしてすのこへ降りて、もとの列にくははる事也、

次兵庫頭起座垂帳、鉢可擊之由申之、内辨宣令擊、兵庫頭召鉢師令擊之、執笏參進、捧笏如初、次褰帳